



## 森林管理認証・本審査報告書

### 公開概要情報

プロジェクト番号:	7808-JP
団体名:	北越製紙株式会社 岩手社有林
ホームページ:	<a href="http://www.hokuetsu-paper.co.jp">www.hokuetsu-paper.co.jp</a>
住所:	岩手郡岩手町大字土川 4-62-33
国:	日本

認証番号	SGS-FM/COC-1405	認証のタイプ	森林管理
発行日	2003年5月23日	有効期限	2008年5月22日

審査日:	2003年1月14日～16日		
認証範囲:	日本国、岩手県内の人工林(2,600ha)及び二次林(444ha)の管理		
面積:	3,044ha		
所有権:	私有		
緯度/経度	北緯 39 度 57 分、東経 141 度 27 分		
バイオーム:	温帯		
森林タイプ:	(主に)人工林		
森林構成:	針葉樹優占		
樹種構成:	カラマツ、アカマツ、広葉樹		
植栽樹種:	在来種及び外来種の混合		
年間生産量:	1,500m <sup>3</sup>	年間許容伐採量:	5,000m <sup>3</sup> (年間成長量に基づく)
主な生産物:	丸太		

連絡先:	三上山 学
住所:	東京都中央区日本橋本石町 3-2-2
電話:	03-3245-4574
FAX:	03-3245-4415
Email:	<a href="mailto:manabu.mikamiyama@hokuetsu-paper.co.jp">manabu.mikamiyama@hokuetsu-paper.co.jp</a>

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書&lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7808-JP
	団体	北越製紙・岩手社有林

## 目次

<b>セクション I</b>	<b>公開概要報告書</b>	<b>1</b>
1.	認証範囲及び概要	1
2.	組織の背景	1
3.	森林管理システム	2
3.1.	自然環境の概要	2
3.2.	利用の歴史	2
3.3.	計画	2
3.4.	収穫と更新	3
3.5.	造林	3
3.6.	モニタリング	4
4.	社会経済と環境の状況	4
4.1.	社会	4
4.2.	環境	4
4.3.	法令	5
5.	地域基準と主な法律	5
6.	審査	
6.1.	日程	5
6.2.	審査チーム	5
6.3.	ピアレビューアー	6
6.4.	審査のプロセス	6
6.5.	サンプリング	7
7.	審査結果	7
7.1.	一般的 QUALIFOR プログラムに関連した結果	7
7.2.	維持審査のために推奨されるサンプリング戦略	19
7.3.	利害関係者が提起した問題	19
7.4.	ピアレビューアーによる問題提起	20
8.	長所と短所	21
8.1.	長所	21
8.2.	短所	21
9.	重大な是正要求の改善状況の詳細	22
10.	認証の推薦	22

QUALIFOR プログラム 森林管理認証・本審査報告書<日本語版>	プロジェクト番号	7808-JP
	団体	北越製紙・岩手社有林

## SECTION II – 審査結果詳細

---

QUALIFOR チェックリスト

### 付録

---

- I. 審査日程
- II. 審査チーム履歴書
- III. オープニングクロージングミーティング出席表
- VI. 是正処置要求
- V. 連絡した利害関係者リスト
- VI. 北越製紙社有林リスト

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書&lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7808-JP
	団体	北越製紙・岩手社有林

## セクション I 公開概要報告書

### 1. 認証範囲及び概要

本報告書は、日本国、岩手県に所在する岩手社有林における、北越製紙株式会社の森林管理に対して、SGS QUALIFOR が 2003 年 1 月 14 日～16 日に実施した審査の結果を報告するものである。

審査の目的は、FSC (森林管理協議会: Forest Stewardship Council) によって認定を受けている、SGS グループの森林認証プログラム、QUALIFOR プログラムの要求事項に照らして、申請者のオペレーションを評価することである。

審査は、下表に示された全ての森林管理オペレーションを対象として行われた。

名称	位置	所有権	森林面積 (ha)	非森林面積 (ha)	総面積 (ha)
岩手社有林	岩手県	私有	3,044ha	18ha	3,062ha
合計	-	-	3,044ha	18ha	3,062ha

名称	森林のタイプ	生産林 (ha)	保護林 (ha)	森林構成	樹種構成	平均年間生産量 (m <sup>3</sup> )
岩手社有林	二次林	(0ha)	(444ha)	広葉樹と針葉樹の混合	ミズナラ、コナラ、カエデ類、アカマツ	0 m <sup>3</sup>
岩手社有林	人工林	(2,600ha)	(0ha)	針葉樹	カラマツ、アカマツ	1,500 m <sup>3</sup>
合計	-	(2,600ha)	(444ha)	-	-	1,500 m <sup>3</sup>

生産林、保護林は明確に規定されていない。軽微な是正処置要求 05 を参照。

### 2. 組織の背景

北越製紙株式会社は、紙パルプの製造業であり、日本国内に 4 箇所の主要な工場及びいくつかの事務所を持っている。同社は、1907 年の設立以来、多種類の紙、紙製品、繊維製品を生産すると共に、林業及び木材生産を行ってきた。同社は、日本全国に、6,777ha の森林を所有し、1,564ha の分収林契約を結んでいる。

岩手県においては、同社は、3,044ha の森林を所有し、岩手社有林と呼ばれている。岩手社有林が審査の対象である。同社の林業部が岩手社有林の管理を行っており、日々の管理業務は岩手木材興業株式会社に委託されている。岩手社有林は、岩手県内の 5 つのブロックから構成され、カラマツ (*Larix kaempferi*)、アカマツ (*Pinus densiflora*) が優占

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書&lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7808-JP
	団体	北越製紙・岩手社有林

している。現在、主要な生産物は製材用のカラマツ丸太及び木材チップであり、また、地域住民に薪が供給されている。

同社では、日本国内の 10 県で森林を所有、または分収契約を保持している。それらの森林は今回の審査範囲には含まれていない。同社が所有又は分収契約を持っている森林のリストは、全報告書の付録 VI を参照。

### 3. 森林管理システム

#### 3.1. 自然環境の概要

岩手県は、日本国の本州北部に位置している（東経 142 度 18 分-140 度 18 分、北緯 38 度 45 分-40 度 26 分）。北越製紙は、同県内に 3,044ha の森林を所有し、同県北部の二町一村に分散する 5 つのサブユニットに分けられている。

サブユニット	面積	場所
鍋倉山林	139ha	葛巻町
外川山林	2,088ha	葛巻町
藪川山林	489ha	玉山村
丸泉寺山林	291ha	岩手町
沼宮内山林	36ha	岩手町

対象となる森林は温帯に位置し、極相植生は針広混交林である。標高は、600m から 1,000m の間に位置している。土壌は、火山灰を由来とする黒土が広く見られる。年間平均降雨量は、1,000mm である。当該地域では、冬期の寒さが厳しく、積雪も多い。冬期の気温は、-20 以下となることもある。

#### 3.2. 利用の歴史

北越製紙株式会社は、パルプ生産のための木材収集を目的として、1937 年に岩手木材興業株式会社を設立した。1937 年から 1951 年にかけて、同社は、岩手県内の個人の土地所有者から森林を購入し、当該地域において森林管理活動を開始した。当初の管理目的は、パルプ生産のための木材チップ生産であった。しかしながら、1970 年代以降、木材チップの主要な供給源は、日本国内から海外に移り、管理目的は製材の生産に変化している。同社は、主にカラマツとアカマツの植林を行った。他の針葉樹も試験的に植林されており、また、広葉樹林も対象地に含まれている。現在、岩手社有林の 85% が針葉樹人工林である。現在の管理が開始される前に、対象地全域は人為の干渉を重度に受けており、真の意味での代表的な森林植生は残されていない。

#### 3.3. 計画

同社は、日本国内の森林法令に基づき、5 年の森林施業計画を作成している。現行の森林施業計画の有効期限は、2003 年から 2008 年である。森林施業計画は、政府に提出され、承認を受けている。年間の管理計画も作成されており、下請業者に対して詳細なオペレーションのガイドラインを与えるために使用されている。森林施業計画の目的は、地元の自治体（葛巻町、岩手町、玉山村）によって作成される森林整備計画を反映したものになっている。5 年の森林施業計画は、長期的目標を含んでおり、今後 40 年に渡って皆伐を行わないことが記載されている。

同社及び地元自治体にとって、森林の持つ経済的な価値よりも、環境、水資源の保全、景

QUALIFOR プログラム	プロジェクト番号	7808-JP
森林管理認証・本審査報告書<日本語版>	団体	北越製紙・岩手社有林

観的な重要性が高まっている。同社が今後 40 年間皆伐を行わないとしていること、地域の法令で 20ha 以上の皆伐が禁止されていることなどの事実から、近年、森林の重要性が大きく変化していることが理解される。森林の位置付けとして、木材生産は目的の一つに過ぎないという戦略的思考が明確である。

森林管理は林班を基礎としたシステムに基づいている。全ての林班に対して、林齢、樹種、面積、林種（人工林 / 天然林）の情報を含む、調査簿データがある。林地の条件の多様性が少ないため、林分材積は林齢と樹種から収穫表によって求められる。このシステムは日本において一般的なものである。また、各林班に対して、5 カ年の施業計画が作成される。現在は、この計画は、活動に重点が置かれており、目的がやや不明確であったため、審査中に問題点として指摘された。

同社は、日本国内の 10 県で森林を所有（6,777ha）または分収契約（1,564ha）を保持しており、これらの森林は本審査の範囲には含まれていない。計画の主要要素は全ての管理森林で共通のものである。岩手社有林だけが森林管理認証に申請した主な原因は、他の森林では地籍調査が完了していないことである。地元自治体の責任によって実施されている、地籍調査が完了した後は、社有林の残りの部分についても、徐々に認証範囲に含まれる予定である。

### 3.4. 収穫と更新

日本国内の別の地域より、カラマツが導入され、対象地では広く植林されている。アカマツも植林されているが、当該地域の在来種であり、いくつかの森林では天然更新も見られる。カラマツの伐期齢は、地域の森林整備計画により 50 年に設定されている。また、皆伐後の再植林は、政府より要求されており、それは、対象地が森林・林業基本法に基づき、水源涵養保安林の指定を受けているためである。そのため、法令の下で、対象地は土地利用の転換に規制を受けている。同社の森林施業計画では、森林を維持することをさらに進んで約束しており、現行の森林施業計画では、今後 40 年に渡って皆伐を行わないことが記載されている。

いくつかの広葉樹二次林では択伐が行われ、広葉樹が天然更新している。真の意味での天然林が無い場合、択伐は二次林内での木材生産を意図しているというよりも、全体的な林相を改善するための造林的な目的から実施されている。造林作業は年度毎に計画され、実際の作業は下請業者が実施する。これらの作業は、2～3 名の作業員がチェーンソーにより実施し、既存の林道より徒歩で現場に入るといったような規模の非常に小さいものである。また、広葉樹林内で行われる搬出作業は、トラクターやトレーラーに積み込み運ぶことができる長さに丸太を玉切りすることによって、非常に規模が限定されている。

収穫及び間伐作業は、冬期に実施され、集材による影響や土壌の圧縮を軽減するために雪を利用する。収穫作業は、フォワーダではなく人手で行われ、また間伐もチェーンソーを用い、列状というよりも単木的な選木を行う間伐である。集材では、林地のアクセスが非常に有利である、小規模の 10 トントラックが使用され、作業後 2、3 年経過すると集材の痕跡は明瞭でなくなっている。他の季節では、小径の木材しか伐採されていなかったが、現在では、これも、非常に稀な状況、安全やその他の突発的要因があるときのみ、実施されている。

カラマツの伐期齢が 50 年間であることは、冷涼な生育条件で比較的長伐期である。また、皆伐を見合わせることは、森林は 70 年や 80 年生で成熟するので、森林全体の年齢構成に対して重大な悪影響を与えるものではないと考えられる。

### 3.5. 造林

造林活動は、地域の森林整備計画に記述されている、行政からのガイドラインに基づいて実施されており、その森林整備計画のコピーは事務所に保管されている。

QUALIFOR プログラム	プロジェクト番号	7808-JP
森林管理認証・本審査報告書<日本語版>	団体	北越製紙・岩手社有林

以前、植栽は手作業で行われ、同社有林の設立当時は積極的な拡大造林が行われた。現在では、皆伐作業を避けているため、計画に詳述されるような大きさの新植は行われていない。地元の苗畑より購入されたカラマツの一品種が使用されているが、今までのところ深刻な病害は発生していない。現在、林地肥培は行われない。基本的には、ヘクタール当たり 2,500 本植栽され、50 年生の伐期齢に到るまでに 3 回の間伐が実施される。最終的な立木密度は 600 本から 700 本である。初回間伐は 21 年生から 25 年生の間に実施され、二回目は 31 年生から 35 年生の間に実施される。三回目の間伐の時期は、森林マネージャーが個別の林分の成長を考慮して決定される。全ての作業を地域の 2 社の下請業者が行う。

### 3.6. モニタリング

森林マネージャーは、下請業者のパフォーマンスを監視するために作業中の林地を訪問する。ほとんどの施業において、政府からの補助金及び公団からの基金を利用しているため、施業完了時には政府または公団への報告が義務付けられている。また、施業開始前及び完了後に実施するモニタリングのためのチェックリストが作成されている。本審査時には、チェックリストを使用したモニタリング活動は開始されていなかった。

環境面でのモニタリングについての弱点は、一部、参考として利用可能な基準データの欠如によるものとして、**軽微な是正処置要求 03、04、07**において言及されている。また、社会的な問題は面積及びオペレーションの規模が小さいことからすると重大ではなく、**軽微な是正処置要求 07**では、将来に渡ってモニタリングが可能となる明確な社会的目標が求められている。

地元自治体は、森林管理における水資源保全の目標に基づく非常に広範な枠組みによって、毎年パフォーマンスの見直しを行っている。このプロセスにおいて使用されている詳細な基準は不明であり、部分的には地元自治体の水資源保全に必要な要素に関するガイドラインが不明確なためである。年間の計画の中では、水土保持林に対し目標が定められており、同社は進捗について報告するが、システムそのものは自己規制的なものようである。

## 4. 社会経済と環境の状況

### 4.1. 社会

同社は、紙の原料生産を目的として森林を購入したが、既に原料の供給源は海外に移動してしまった。そのため、森林の持つ重要性は、原料の供給源から資産的なものへと変化している。森林施業の規模は比較的小さく、岩手木材興業株式会社の従業員数は正社員 5 名であり、常勤及び臨時雇用合わせて 23 名の作業員からなる 2 社の下請業者が作業を行っている。

地域社会は、いくらかのレクリエーション及び薪炭利用を除外して森林に依存していないため、当該森林の社会的な影響は小さいものと考えられる。林内に何箇所か地域住民の文化的なサイトがあり、また、同社は地域社会に薪を提供している。過去に教育施設の建築のために支援を地域社会が求めた際には、同社は非常に協力的であったということである。しかしながら、これらの支援は非公式的なもので、このような活動に対する明確な予算は組まれていない。(観察事項。基準 5.1 を参照。)

### 4.2. 環境

法律によって当該森林は、水源涵養保安林に指定されている。そのため、収穫、間伐を含む全ての森林施業は政府から許可を得て、完了から 30 日以内に政府に報告することになっている。現在の間伐サイクルにおいて伐採される林木は、胸高直径が 30cm 以下程度で比較的小さく、玉切り及び集材は人手か又は比較的軽量の車両によって行われる。そのた

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書&lt;日本語版&gt;</b>	<b>プロジェクト番号</b>	7808-JP
	<b>団体</b>	北越製紙・岩手社有林

め、伐採の影響は小さいと考えられる。いくつかの造林的な活動（訳注：間伐など）が、バッファゾーン内の林木に対して実施されるが、これは、残存木が競争せずに成長するチャンスを確保し、十分に成長させるためである。

当該地域で、鹿以外の野生動物の個体数は減少しており、これは、国全体で共通している。対象地の一部を流れる河川は、地域では釣り場として有名であり、漁業組合が、水質や状況について注意を払っている。2,600ha を針葉樹人工林が覆っているため、種の多様性は、残された 444ha の二次林に大きく頼っている。二次林には、アカマツ林分と広葉樹林分（ミズナラ、コナラ、カエデ類がなど）が含まれる。同社は、広葉樹林を維持する方針を持ち、種の多様性を向上もしくは維持するための択伐のみが実施される。当該森林は、何世紀に渡って人手による干渉を受けてきたために、原生的な林分構成に関する基礎データがない。現在の環境的な基礎状況をよりよく理解するために、研究者と協力する計画がある。

#### 4.3. 法令

以下の法規制が日本での森林管理に関連している。これらのコピーや書籍は、岩手木材興業株式会社の事務所に保管されている。また、審査中に面会した職員はこれらの要求事項を承知していた。

- ・ 森林林業基本法
- ・ 森林病虫害等防除法
- ・ 砂防法
- ・ 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律
- ・ 自然環境保全法
- ・ 絶滅のおそれがある野生生物の種の保存に関する法律
- ・ 林道規定

### 5. 地域基準と主な法律

FSC に承認された国内及び地域の森林管理基準がないため、汎用 QUALIFOR プログラムチェックリストを修正し、日本国内で使用されている管理システムを評価するための地域指標を追加した。地域指標では、FSC の国内基準に関する議論を参考に、国内法規制、人工林管理に対する地域 NGO の関心が考慮された。

### 6. 審査

#### 6.1. 日程

本審査は、2003 年 1 月 14 日～16 日に実施された。詳細な日程表は付録 I を参照。

#### 6.2. 審査チーム

- ・ 主任審査員及びチームリーダー：天然資源管理に関する修士号を取得。林業、関連分野、コミュニティフォレストリーの分野で国際的な経験を 14 年間持つ。さらに、最近 7 年間の FSC の審査経験を持つ。
- ・ 地域審査員：全国森林レクリエーション協会の森林インストラクターの資格を持つ。ISO14001 主任審査員。
- ・ 地域審査員：日本国内の大学において林学を専攻。2 年間の CoC 審査の経験を持つ。農学修士（森林経理）。



<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書&lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7808-JP
	団体	北越製紙・岩手社有林

- ・ 地域専門家：岩手県内において 25 年以上の森林管理の経験を持つ。

全報告書の付録 II に履歴書(Curricula vitae)が記されている。

### 6.3. ピアレビューアー

本報告書のレビューのために 2 名の独立した専門家が選定された。

- ・ ピアレビューアー 1 は、林業分野で博士号を取得。日本国内の林政分野での研究において 20 年以上の専門的な経験を持つ。現在は教育機関に所属。
- ・ ピアレビューアー 2 は、林業分野で博士号を取得。日本国内の森林生態分野での研究において 40 年以上の専門的な経験を持つ。現在は教育機関に所属。

### 6.4. 審査のプロセス

本審査は以下に示した手順で執り行われた。

#### 準備

一般的な QUALIFOR プログラムの森林管理認証用チェックリストから当審査用チェックリストが準備された。

#### 利害関係者への通知

広範な利害関係者に対して、審査計画の告知、当該森林管理の問題点に関する彼らの視点を見聞されるため、連絡を取った。利害関係者には環境保護団体、地方自治体、林業関係団体、森林利用者グループ、労働組合が含まれる。(全報告書付録 V 参照)

#### オープニングミーティング

岩手木材興業株式会社でオープニングミーティングが行われた。審査の範囲が説明され、審査日程が決定された。(出席表は全報告書付録 III 参照)

#### 文書審査

QUALIFOR プログラムの要求範囲への適格性を評価するため、主要な森林管理文書が審査された。方針、管理計画、システム、手順、指示、管理に関する文書の検討が含まれた。

#### 現地審査

現地審査は文書化されたマネジメントシステムや QUALIFOR プログラムの要求にどれほど現地での活動が準じているかチェックする目的で行われる。スタッフやオペレーターそして請負業者に対して、彼らの活動に関連する方針、手順と作業への理解や適応を評価するために、インタビューが実行された。要求されるパフォーマンスレベルに作業が達しているか審査するためサンプル地への視察が行われた。

#### 利害関係者へのインタビュー

通知文書への回答から、利害関係者との会合もしくは電話でのインタビューが行われた。この目的は、利害関係者から寄せられた問題点及びそれらへの組織の対応について明確化することである。

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書&lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7808-JP
	団体	北越製紙・岩手社有林

### 概要とクロージングミーティング

現地審査の終了時、クロージングミーティングで組織マネジメントへの結論が示された。QUALIFOR プログラムに不適合な幾つかの領域が二通りの是正処置要求の一つとして発生した:

- **重大な是正処置要求** - 証明書の発行の前に是正処置、再審査が必要
- **軽微な是正処置要求** - 証明書発行の妨げにならないが、定められた一定の期間中に是正処置が必要で第一回維持審査にてチェックされる

### 6.5. サンプルング

本審査において以下の林地を訪問した。現地審査で訪問した林地は対象森林の異なった場所で行われている活動を原則として選定した。選定した林地では、植栽、伐採、地拵えなどに関する検証が行われた。

#### 進行中のオペレーション

- 外川山林、28 林班 間伐施業
- 外川山林、23 林班 作業道建設
- 丸泉寺山林、2 林班 間伐施業

#### 完遂していたオペレーション

- 藪川山林、1 林班 試験的な外来樹種の植林

#### その他の場所

- 岩手木材興業株式会社の事務所
- 高齢の樹木がある、地域の祭事の場所

## 7. 審査結果

全報告書に詳細な審査結果が含まれる。各 QUALIFOR 要求に関連した結果と幾つかの観察事項、あるいは是正処置要求が示されている。主要な問題は以下の通り討議された。

### 7.1. 一般的 QUALIFOR プログラムに関連した結果

#### 原則 1 法律と F S C の原則の遵守

##### **国や地域の法律と行政の要求事項の尊重**

以下の法令が日本国内での森林管理に関連がある。日本は、森林関係及び環境、社会 (ILO、生物多様性条約など) の主要な国際協定の加盟国である。また、労働基準法のような社会面に関係のある国家法令もあり、これらについて同社はよく理解しまた遵守されている。これらのコピー及び書籍は、岩手木材興業株式会社の事務所に保管しており、審査中に面談したスタッフは、これらの法令の要求事項について認識していた。

- ・ 森林林業基本法
- ・ 森林病虫害等防除法
- ・ 砂防法
- ・ 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律
- ・ 自然環境保全法
- ・ 絶滅のおそれがある野生生物の種の保存に関する法律
- ・ 林道規定

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書&lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7808-JP
	団体	北越製紙・岩手社有林

常に最新版が保存されることを保証する手順は整えられていないが、同社の規模及び同じ下請業者を継続的に採用しているということから、内部コミュニケーションが非常に良好であると判断された。森林マネージャーは、週2,3回は全ての従業員及び下請業者に会っている。是正処置要求06において、これらのプロセスの多くを合理化し正式なものにするように求められている。この点については、第一回維持審査の焦点の一つとなり、進行状況が確認を確認する必要がある。

同社の森林施業計画は、政府によって承認される。全ての森林が森林林業基本法に基づき、水源涵養保安林に指定されているため、収穫、間伐を含む全ての森林施業は政府から許可を得て、完了から30日以内に政府に報告することになっている。審査チームは、2002年7月25日付けの報告を確認した。

3つの地元自治体（葛巻町、玉山村、岩手町）の森林整備計画のコピーが入手されている。これらの計画の有効期間は、全て1999年から2009年である。これらの計画は、森林施業のガイドラインとして使用されている（間伐を実施する林齢の決定など）。森林マネージャーと下請業者は関連している法令を認識している。また、森林マネージャーはFSCの要求事項について下請業者に説明を行っており、いくつかの文書を提供している。

#### **法律で定められた料金、使用料、税金や他の費用の支払**

法人税、固定資産税及び消費税が同社のオペレーションに関連がある。東京本社（経理担当部署）がこれらの支払いについて責任を持ち、全ての記録は東京本社において保管されている。審査チームは、2002年の固定資産税の支払い記録のサンプルを抜き出し、適切であることを確認した。また、東京本社は予算の管理も行っている。

#### **国際協定の規定事項の遵守**

日本国内では、ILO、生物多様性条約、ワシントン条約に対する国内法令がある。絶滅のおそれがある野生生物の種の保存に関する法律については、岩手県からガイドブックが提供されている。

#### **法律、規則およびFSCの原則と規準との矛盾**

本審査においては、日本国内の法令とFSCの原則と基準の矛盾は特定されてなかった。しかしながら、同社がFSC国内基準の議論に参加することは重要である。（**観察事項**）

#### **違法行為からの森林の保護**

森林での違法行為の証拠は一切見られなかった。地域社会との協力の下、林内の巡視が定期的に行われているが、標準業務手順（Standard Operational Procedure）は作成されていない。（**軽微な是正処置要求06**を参照。）可能性のある違法活動としては、3つの活動が考えられ、重要性が異なっている。盗伐は脅威とはなっておらず、密漁もしくは野生生物への干渉については、そうした活動の証拠は一切なく、廃棄物、ゴミの投棄についても（現状では）証拠がない。一般的に日本は、世界でも犯罪の発生率が最も低い国の一つであり、この背景を鑑みて審査チームは本基準に適合するために同社はでき得る全ての活動を実施していると判断した。

#### **FSCの原則と規準へ長期間の誓約の提示**

2002年12月1日付けの「北越製紙（株）全社有林経営方針」が東京本社林業部によって作成された。この方針は、同社が所有している全ての森林に適用されるものである。方針の中で、FSCの原則と基準の遵守が明確に記載されている。また、本方針のコピーが用意されており、要求があれば、送付することが可能である。しかしながら、本方針が同社のホームページに掲載されることが望ましい。（**観察事項**）審査中に面談した下請業者は本方針の認識があったが、FSC方針の詳細についてはさらなる説明が必要である。（**観察事項**）

同社は、日本全国に、6,777haの森林を所有し、1,564haの分収林契約を結んでいるが、それらは認証範囲には含まれない。岩手社有林だけが森林管理認証に申請した主な原因は、他の森林では地籍調査が完了していないことである。地元自治体の責任によって実施されている、地

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書&lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7808-JP
	団体	北越製紙・岩手社有林

籍調査が完了した後は、社有林の残りの部分についても、徐々に認証範囲に含まれる予定である。

ある利害関係者（環境 NGO）から木材チップ輸入に関する問題が提起された。日本の製紙会社は輸入原料に依存している。利害関係者はいくつかの製紙会社が西オーストラリアより輸入しており、そこでは、天然林が大きく皆伐されるなどの問題が起こっていることが指摘された。審査チームは、同社の担当者と議論し、同社が西オーストラリアからの木材チップ輸入を 2002 年に停止させたこと、また、天然林への影響を軽減するために原材料供給源を天然林から人工林へと転換する方針を持っていることが分かった。この方針は同社の環境報告書に記載されている。本審査の範囲は、同社の業務の他の部分に関連した木材供給源の全てを特定することは求めている。しかしながら、同社が提起されたこの問題についての対処を選択したという事実は、原則 1 において FSC（の原則と基準）を遵守する必要性が求められている点から重要であった。審査チームは、同社との議論の中で、議論となるような供給源を排除し、そのことに関して公に約束することを提案した。

## **原則 2 保有権、使用権および責務**

### **土地所有権と森林使用権の提示**

東京本社総務部が、所有権の管理に責任を持っている。全ての森林の登記簿は総務部が保管している。審査チームは、丸泉寺山林の登記簿のサンプルを確認した。

### **地域社会の法的または慣習的使用権**

現在、地域社会の社会的または慣習的な使用権は特定されていない。歴史的に、同社は、土地所有権を、慣習的な使用権を持つ地域住民に譲渡してきた。森林の所在する町村内の地域住民は、薪の採集のために森林に立ち入ることが認められている。

### **所有権の主張と使用権の紛争**

所有権を巡る紛争は一切特定されていない。審査チームは、岩手社有林の設立時からの記憶を持つ地域社会のメンバーにインタビューを行う機会を得た。同社が森林を取得した手順は、全て合法的であり法の要求事項を満たしていたと考えられる。しかしながら、紛争処理の手順及び、このような性質の問題が発生した場合にどう解決するのかモニタリングするための標準業務手順（SOP）が作成されていない。軽微な是正処置要求 0 1。

## **原則 3 先住民の権利 適応しない**

この原則は当該地域では適応されない。

### **先住民の森林管理の統御**

### **先住民の資源あるいは使用権の維持**

### **先住民にとり特別な文化的、環境的、資産的、宗教的価値のある土地の保護**

### **伝統的な知識が利用された場合の先住民への代償**

## **原則 4 地域社会との関係と労働者の権利**

### **地域社会への雇用、トレーニング、その他のサービス**

地元住民との連絡は森林マネージャーが責任を持っている。同社は 2 社の下請業者を採用しており、2 社とも岩手町内の業者である。2 社のうち 1 社は、40 年以上も同社の業務を行っており、2 社とも経験豊かな訓練されたスタッフを使用している。また、3 社目の下請業者については、引退による業務の停止までは採用されていた。これらの下請業者に対する支払いは、面積

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書&lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7808-JP
	団体	北越製紙・岩手社有林

に基づく場合（植栽及び地拵え）と木材の材積に基づく場合がある（間伐及び収穫）。個々の作業員に対しては、日給もしくは月給（作業員は常勤の場合と非常勤の場合がある）で賃金が支払われる。日本は ILO の要求事項を尊重しており、対象となる森林での子供の労働は行われていない。

同社は、地域社会に対して、いくつかの支援を行っている。

- ・地域の林道建設のために土地を提供した（カヤモリダケ線と呼ばれる林道）。その林道は、岩手県によって建設され、地域社会が利用する。
- ・地域社会の要請に応え、フォレストアメニティパークとして、0.32ha を提供し、トイレ、駐車場、レクリエーション目的の歩道を整備した。
- ・地域社会の教育施設建設のために木材を提供した。

この点に関しては、使用状況や効果的な計画であるかを評価するために、モニタリングを実施することが推奨される。管理目的を明確化する必要がある。（**観察事項**）

同社は、地域社会の活動を支援するための明確な予算を持っておらず、全ての支援は非公式的に行われている。

人々は、釣りを目的として森林に立ち入ることが認められている。林内での釣りは、漁業組合によって管理されている。また、同社は地域住民に対して薪を提供している。広葉樹の場合は、小額の運送費により個々の住宅に配送され、針葉樹の場合は、無料で採集することが認められている。

#### **健康や安全に関する規則の遵守**

日本では一般的に、医療施設が発達しており、全ての市町村には医院や地域の病院による救急施設が整っている。緊急連絡のための電話番号は、下請業者に連絡されている。重大な事故は、28 年間起こっていない。また、同社は全ての社有林、向上での事故の記録を保管している。労働安全衛生法に基づき、同社は「安全作業のすすめ」という冊子を作成し、下請業者に提供している。個別の契約において、同社は、下請業者に安全作業のための同意書の提出を求めている。2002 年 8 月 4 日付けの同意書を確認した。森林マネージャーは、個別のオペレーションについて最低一回は下請業者に対する安全モニタリングを実行している。2002 年 8 月 27 日付けのモニタリングチェックリストを確認した。

実行中のオペレーション（外川山林、28 林班）を訪問した際に、救急箱を確認した。救急箱の中身は十分であると考えられるが、救急箱に充填されるべき物品のリストがなく、必要なものが全て揃っているのか確認できなかった。救急箱の中身については定期的に揃っているかモニタリングすることが必要である。（**観察事項**）

#### **労働組合を組織し、雇用主と交渉を行う労働者の権利**

当該地域に林業関係の労働組合はないが、作業員は労働組合を結成する権利を持っている。同社は、下請業者や地元住民を含めた利害関係者との協議の手順を持っているが、適切に文書化されていなかった。（**軽微な是正処置要求 0 1**を参照。）

#### **社会的な影響の評価と協議**

オペレーションの規模は比較的小さく、また従業員数も少ないため、地域社会経済に与える影響は小さいと考えられる。また、地元の下請業者が採用されている。

森林内に地域社会にとって重要なサイトがいくつか存在している。それらのサイトは、地域社会に近く、非常に高齢の樹木（樹齢 300 年以上）及び社がある。地域住民は長年に渡って祭事を行うためにその場所を利用してきた。同社は、それらのサイトを昔のままに維持し、森林マネージャーは地域住民と交流するために祭事に参加している。

本規準に関連した問題は、利害関係者より一切提起されなかった。また、現在係争中の問題もない。しかしながら、大学や研究機関の協力を得て、社会的影響評価を行うことが推奨される。

（**観察事項**）

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書&lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7808-JP
	団体	北越製紙・岩手社有林

### **苦情や損害賠償の解決**

利害関係者は、公式な問題を一切提起せず、また係争中の問題もない。同社は、下請業者や地元住民を含めた利害関係者との協議の手順を持っている。しかしながら、紛争処理の手順及び、問題が発生した場合にどう解決するのかモニタリングするための標準業務手順（SOP）が作成されていない。軽微な是正処置要求 0 1

### **原則 5 森林のもたらす便益**

#### **全ての環境的、社会的、オペレーショナルコストを勘定に入れた経済的持続性**

東京本社が予算作成とコスト分析の責任を持っている。同社は、特に社会面で地域社会にいくつかのサービスを提供しているが、それらのサービスは金額で評価することが難しいと考えている。地域社会の社会的プログラムを特定し支援する方法に、より透明性が必要である。同社が、真剣に責任を果たしていることは見て取れるが、サービスを提供する上で首尾一貫した方法があることを提示する正式なシステムがない。また、地域社会や社会的プログラムを支援する目的の予算ラインが必要である。（観察事項）原則や規準においてこの種の予算を明確化することは明示的な要求事項ではないが、審査チームは、より透明性を持たせることで管理が改善できると感じた。また、日本においては、森林を取り巻く地域社会が適切な教育を受けていることも考慮された。そのため、企業が地域社会を騙すような状況ではないと判断し、同社と地域社会の間の状況は森林を脅かすものではないとして是正処置要求を行わなかった。最近 2 年間に渡って、同社は皆伐を回避し、バランスの取れた年齢構成の達成するため、間伐に注力してきた。（間伐面積：2001 年 57.75ha、2002 年（計画）70.29ha）森林施業計画で言及されている、今後 40 年間の施業スケジュールは、この優先順位を反映している。地元自治体によって重要な水源域が特定されているため、特定の計画処置が実施され、オペレーションに対して行政より補助金が支払われている。

#### **林産物の最適な利用と地域での加工**

収穫された全ての木材は、地域の加工所に販売され加工される。同社では、直径 6 cm 以上の丸太は林内より搬出するという規定を持っている。小径の丸太は、チップ用に使用され、岩手木材興業株式会社が加工している。また、小径木材は地域住民によって薪としても使用されている。（原則 4 を参照）

非木材林産物（Non Timber Forest Products：NTFPs）は、食用のキノコが少量採集されているが、十分に認識されていない。地元の組織と協力の上、新しい林産物としての NTFP の可能性について調査することが望ましい。（観察事項）対象の森林の背景を考慮すると、NTFP は利用されておらず、その重要性は森林管理の質の点から大きくはない。そのため、全体の管理に対して重大なものではないが、NTFP を探す活動は森林資源をよりよく理解するための有用な実践となる。

#### **廃材の最小限化と森林資源の損害回避**

実行中のオペレーションにおいては、廃材は少量のみであった。木材がチップに加工されるという事実から木材が非常に有効に活用されていることが分かる。直径が 6 cm 以上の丸太は、林内より搬出するという規定がある。小径の丸太は、岩手木材興業株式会社でチップに加工される。また、小径木材は地域住民によって薪としても使用されている。

#### **森林管理と地域経済**

製材及び製紙用のチップを目的として木材が生産されている。日本において地域社会は経済的によく発展しているため、NTFP は、小規模にキノコが採集される以外認識されていない。地元の組織と協力の上、新しい林産物としての NTFP の可能性について調査することが望ましい。（観察事項）

2002 年に同社はフォレストアメニティパークとして、レクリエーション目的に 0.32ha を提供

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書&lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7808-JP
	団体	北越製紙・岩手社有林

した。(原則4を参照)また、人々は釣りのために森林を訪問する。

#### **森林のサービスと資源の価値の維持**

森林マネージャーは以下のような森林からのサービスを認識しており、それらを保全するための国内法令及び内部手順に適合している。

- ・木材生産
- ・釣り
- ・水資源
- ・レクリエーション(フォレストアメニティパーク)
- ・地域社会による文化的な利用(祭事)

同社の森林施業ガイドライン及び政府からのガイドラインに基づき、施業実施前のモニタリング用チェックリストが用意された。その中には、RTE種、天然林、溪流の保全が含まれている。これらのガイドラインを包括するSOP(標準業務手順)の必要性から、**是正処置要求06**が行われた。

最大皆伐面積(20ha)が政府により定められている。同社は、広葉樹林に対してはより小面積の規準、通常2~5haを持っているが、明確になっていない。現在、森林施業計画に基づき、水土保持林での皆伐は回避されている。皆伐回避については、現行の計画で40年間とされており、広葉樹林で実施される保育的な活動は、全体的な林分の質を向上させ、例えばシラカバなどの過剰な優占を防ぐ目的である。

#### **収穫レベル**

同社は、5年に一度、森林調査簿データを作成している。調査簿を作成するために、標準地調査、林分の目視が行われ、また参考値として地域の収穫表が利用される。収穫レベルは、推測される許容伐採量に比較して非常に低い。収穫表の林分成長量を検証するために、社有林内で固定プロット調査は実施されていない。また、2001年にはカラマツ林分での間伐のみが実行された。2001年度の総間伐面積は57.75haで、伐採量は1,299.7m<sup>3</sup>であった。ヘクタール当たり平均は22.5m<sup>3</sup>である。2002年度は、カラマツ林で70.29ha、スギ林で2.32haが計画されている。収穫レベルは許容伐採量に比較して非常に低いものであるということが、あらゆる側面から示唆されるが、このことを裏付ける明確な調査データはない。そのため、**是正処置要求02**が行われた。(軽微な是正処置要求02)

### **原則6 環境への影響**

#### **環境への影響の評価**

国または県レベルで、水源涵養保安林を特定するプロセスがある。日本では、森林の持つ水源涵養や他の環境的な価値を保全するための保安林が政府によって設定される。このプロセスについて、明確な基準は存在していないが、保安林は原則として関係者の合意によって設定される。土地所有者には、森林管理上いくつかの制限(政府から収穫、間伐の許可を得る、他の土地利用への転換の禁止)がある。一方、保安林に対しては、財政的なインセンティブ(税の軽減)がある。水源涵養保安林の基本的な考え方は、皆伐を避け、地表の植生を維持することにある。この点に関しては、同社の森林管理ガイドライン及び施業計画に明確に記載されている。オペレーションの規模及び強度に適したチェックリストが用意されている。対象地全体として、高い保護価値はないと考えられ、同社の森林管理ガイドラインに基づき、施業前のモニタリング指標として、広範な、RTE種、天然林、溪流保全、バッファゾーンが含まれている。下請業者は、長年の経験を持ち、環境影響を管理する目的をよく理解している。しかしながら、EIA(Environmental Impact Assessment)チェックリストを実施し、得た情報を下請業者に伝達するSOPが用意されていない。**軽微な是正処置要求03**

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書&lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7808-JP
	団体	北越製紙・岩手社有林

### 希少種、危急種、絶滅危惧種の保護

RTE 種に関するガイドブックが、岩手県より提供されている。そのデータを用い、森林内に生息する可能性のある全ての RTE 種が挙げられた。以下の 4 種が対象の森林で生息する可能性がある。

フクジュソウ  
ナガボシノワレモコウ  
フクロウ  
ヒョウモンチョウ

しかしながら、実際にはフクジュソウのみが現地で確認されている。下請業者及び地域専門家によると、フクジュソウは地域的には豊富であり、事実上特別の配慮は必要ないということであった。是正処置要求 07 に基づき、地域的に豊富であると考えられるレベルの基準について明確にされる必要がある。

粗い観察に基づく情報によると、岩手県全体の野生動物の個体数は長い間に変動しているということである。しかしながら、この情報を裏付ける基礎データはなかった。鳥類の個体数は、生息地の減少のため、全体的に減少しているが、鹿、熊などの種は増加傾向にある。岩手社有林は 3,044ha という限られた面積であるので、当該地域の野生動物個体数全体に大きな影響を持つことはできないが、広いランドスケープの中の避難場所を提供することは可能である。同社は、管理できる条件内で実施可能なことを実行する意思を持っている。

RTE 種の存在は、オペレーションの開始前に確認され、施業前チェックリストは RTE 種に関する項目を含んでいる。しかしながら、RTE 種が確認された場合にどう対処するのかを示した明確な SOP がない。軽微な是正処置要求 03 を参照。

広葉樹林については現状の基礎データが得られていないので、明確な管理目標を立てることが難しい。そのような情報が入手されるまでは、広葉樹林は注意深く取り扱われ、最低限の活動のみが行われる。軽微な是正処置要求 04

### 生態学的機能と価値の保護

広葉樹林内の野生生物の生息地、生物多様性に関する適切な情報がない。同社は、岩手大学に対して（調査研究の）合意を求めているが、生物多様性調査及び生息地の地図作成のための考慮事項が十分に特定されていない。また、必要とされる作業を実施するための計画表がない。軽微な是正処置要求 04

カラマツの造林は長年に渡って実行されてきており、当該地域の冷涼な気候環境に適していると考えられる。いくつかの二次林（二次林という言葉について、日本国内での天然林を理解するために言及する。すなわち、過去に攪乱を受けて 100 年ぐらいの間に再生した森林で広葉樹が卓越しているもの。）においては、択伐による天然林施業が実施されている。この択伐の目的は、林分の質を改善し、より自然的な樹齢構成を復元することにある。現在は、同じような樹齢の比較的若い立木が優先している。自然林内では、人工的な更新（植栽）は計画されていない。二次林における択伐は、例えば比較的若齢の林分でシラカバの過剰優占を防ぐために意図しない樹種を除去し、樹種の多様性をもたらすことにあるが、その管理目的は明確になっていない。軽微な是正処置要求 06 を参照。

### 現存するエコシステムの代表的サンプルの保護

岩手社有林内には、444ha の二次林がある。二次林には、アカマツ林と広葉樹林が含まれる。同社は、広葉樹林を維持し、樹種の多様性を増進または維持する目的の択伐のみを行うという方針を持っている。対象地内の異なったエコシステムを特定し、説明するための明確な基準がない。生産林、制限林、保護林の定義が不明確である。対象地の本来のエコシステムについて規定することは難しいが、現在の目標は明確に定める必要がある。軽微な是正処置要求 05

### オペレーション中の土壌侵食、森林損傷、水資源の保護

森林施業のガイドラインが作成されている。ガイドラインには、施業、林道建設、環境的側面



QUALIFOR プログラム 森林管理認証・本審査報告書<日本語版>	プロジェクト番号	7808-JP
	団体	北越製紙・岩手社有林

(溪流、土壌保全、RTE 種)及びモニタリング用チェックリストが含まれている。ガイドラインは、政府及び緑資源公団の指示に基づいている。また、施業ガイドラインには、他の資料(林業実務必携:東京農工大学編)も参照されている。緑資源公団との契約のある林地については、公団のガイドラインが適応される。政府及び公団は同社のオペレーションがガイドラインに適合しているかモニタリングしている。

溪流沿いのバッファゾーンは、常時水が流れる全ての溪流に対して幅10mと規定されている。皆伐を行う際には、バッファ内の立木は50%以上残さなければならない。溪流沿いきりぎりまで高密度に植林することが習慣であり、バッファゾーン内の立木をある程度取り除かない限り、林内が暗くなり、下層植生が失われる。そのため強度間伐によって、バッファゾーン内に広葉樹の導入が図られると考えられ、この状況は日本国内の他の地域でも比較的多く見られる。(FSCの国内ワーキンググループが関連する要求事項を明確に規定することが有用である。)

地域社会と協力の上、山林火災防止のための巡視活動が行われとおり、また、乾燥期(4月~6月)が特定されている。しかしながら、火災巡視のSOPが十分に文書化されておらず、全ての管理活動を明確に記載したSOP(標準業務手順)が整えられていない。**軽微な是正処置要求06**

同社の森林施業ガイドラインに基づき、施業実施前のモニタリング用チェックリストが用意され、RTE種、天然林、溪流の保全が含まれている。環境的なリスクのレベルが低いこと、県に定期的に報告する義務、下請業者が十分な経験を持っていることから、現在の施業は要求の基準に到達していると考えられる。

審査チームは、周辺環境の変化や新規の職員が入った場合においても現在のパフォーマンスレベルが維持されることを保証するシステムの弱さに焦点を当てた。また、部分的なデータの欠如はあるものの、同社の管理はオペレーションによる影響を低いレベルに抑えるように慎重な方法で行われている。化学物質による病害虫の駆除では、WHOのタイプ1A及び1Bの化学物質は使用されていない。使用されている化学物質はヤシマレントのみであり、試験的なスギの(若齢の)人工林で鹿の忌避剤として使用されている。使用の記録が保管されており、2001年の使用量は、7.8haに対し、17kgであった。

#### **化学物質を使用した病害虫管理**

WHOのタイプ1A及び1Bの化学物質は使用されていない。使用されている化学物質はヤシマレント(有効成分はチウラム; C<sub>6</sub>H<sub>12</sub>N<sub>2</sub>S<sub>4</sub>)のみであり、試験的なスギの(若齢の)人工林で鹿の忌避剤として使用されている。使用方法は、手で一本一本の若木の芽に塗付するものであり、林内で広く散布されることはない。将来、試験的なスギ植林地の林齢が上がるとともに、この化学物質の使用量も減少する。使用の記録が保管されており、2001年の使用量は、7.8haに対し、17kgであった。また、皆伐を回避し間伐に注力するという現方針により新規植林は計画されておらず、従って肥料の使用も計画されていない。化学物質使用は最小限に保たれており、現在使用されている化学物質も限定的な使用で、プログラム化されたものではない。

#### **化学薬品、容器、液体、固体の非有機廃棄物の使用と処理**

化学物質及びオイルの容器が、非有機廃棄物として特定された。全ての容器は、販売した化学薬品会社によって回収される。同社と下請業者は、有機系のチェーンソーオイルやその他の装備の使用の可能性を認識しているが、作業の量から考えて現状では直ちに新規の記述を採用することは難しいと判断されている。

#### **生物的防除、遺伝子組換え有機体の使用**

生物防除や遺伝子組み替え有機体は使用されていない。

#### **外来種の使用**

試験的に外来種が1%植林されている。二つの新しい樹種(*Pinus rigida*, *Pinus strobus*)

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書&lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7808-JP
	団体	北越製紙・岩手社有林

が、25年前に試験的に2ha植林されたが、満足できる結果ではなかった。これらの樹種は、自己繁殖はせず、植林地から拡大していない。この試験のモニタリングは終了しており、これらの樹種の主要な値、成長量や材質は製紙原料として、国内の樹種と比較して良いものではなかった。そのため、環境への影響などのより広範な問題については調査されなかった。

### 森林の人工林あるいは他の土地利用への転用

広葉樹自然林の転換は計画されていない。アカマツの二次林では、主伐時には、小面積（2～5ha程度）の皆伐が実行されるが、更新は植栽ではなく天然更新を想定している。地域及び国レベルの利害関係者との協議の上、皆伐面積の上限について明確な基準値を決定することが必要である。軽微な是正処置要求04、05を参照。

## 原則7 管理計画

### 管理計画の要求事項

現行の森林施業計画は2003年から2008年の間有効であり、政府に承認されている。生産林及び制限林の管理目標は計画に記載されている。これらの目標は、地域の森林整備計画に基づくものである。また、年間の管理計画も作成され、下請業者に提供されている。しかしながら、施業計画は、SOPや他の管理活動への詳細な参照により森林管理の全ての側面を包括的に取り扱うというよりも、施業の生産的な側面及び行政の要求事項に応えるという意味合いが強い。長期的かつ戦略的な計画の中で、社会、環境の側面に関わる明確な管理目標がない。この項目については、重大な是正処置要求相当であるが、現行の管理の実施状況が適切な森林管理を脅かすものではないという、現状の証拠により軽微な是正処置要求06として改善を要求するものである。

全ての管理活動の詳細を記述した包括的なSOP（標準業務手順）がない。軽微な是正処置要求06

森林資源、収穫、成長量、モニタリング等に関する情報は利用可能であるが、多くの文書及びデータに分散している。全ての活動に関する包括的な文書がない。データを見つけることは時として難しく、特定のスタッフに頼っている。管理図（1/5000）が用意されており、主要な水流、林道、境界が明確に表示されている。しかしながら、生産林、制限林、保護林のデータが不十分である。軽微な是正処置要求05を参照。

### 管理計画の改訂

結果を直接、施業計画に反映させる仕組みが整っていない。そのプロセスは特定のスタッフに頼っている。軽微な是正処置要求07を参照。

5ヵ年の森林施業計画は森林林業基本法に基づいて作成され、政府の承認を得る。そのため、計画は法令の改正及び新しい政府のガイドラインを反映する。

現在、同社は調査結果の検証に積極的ではない。軽微な是正処置要求08を参照。

### 森林作業者のトレーニングと監督

長年の森林施業の経験を持つ、地元の2社の下請業者が採用されている。それぞれの作業がどのように実施されるのかの詳細を記載したSOPが適切に文書化されていない。軽微な是正処置要求06を参照。

下請業者のオペレーションは森林マネージャーがモニタリングしている。（施業後のモニタリング）この点に対してもどう実行するのかのSOPが文書化されていない。軽微な是正処置要求06を参照。完了したオペレーションは行政に報告される。

正式なトレーニングは行われておらず、従業員や下請業者がそれぞれの職務を十分に果たし得る能力を持っていることを証明するものがなかった。しかしながら、同社は、同じ下請業者を長期間に渡って採用しており、28年間事故が起こっていない。森林マネージャーと下請業者とのインタビューにより、審査チームはチェーンソーオペレーターのような必要な資格を持った

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書&lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7808-JP
	団体	北越製紙・岩手社有林

スタッフが採用されていることを確認した。しかしながら、それらの資格の免許証は、それぞれの下請業者の事務所で保管されているため、審査において確認することができなかった。**観察事項**

#### **管理計画要素の公開**

2002年12月20日付けで公開用の概要計画書が日本語で準備されている。

### **原則 8 モニタリングと評価**

#### **モニタリングの頻度、厳しさ、一貫性**

現在実行されているモニタリング活動には、全体の構成に弱点がある。日々の活動のチェックを行うことは適切であるが、計画や監督を通した高い次元の管理があり、全ての要素を包括する仕組みが整っていない。(モニタリングで)発見された事項がどのように管理形態に反映されるのかを概括した一式のSOP(標準業務手順)がない。また、基準や目標値も明確でない。**軽微な是正処置要求07**

#### **モニタリングのための調査とデータ収集**

過去の調査プログラムは既に終了している。(外来樹種の成長に関する調査。)同社は、2002年12月に岩手大学に対していくつかの研究プロジェクトを要請したが、そのプログラムは正式には始まっていない。

森林管理に関連する分野で、大学やその他の研究機関と積極的に協力しているという客観的な証拠が少なかった。また、森林の元来の状態に対してより深い理解を得ることが必要である。

#### **軽微な是正処置要求08**

審査チームは、岩手社有林におけるオペレーションだけでなく、日本全国における森林管理や国際的な森林資源への関与について、審査範囲の中で、同社の持つ責任に焦点を当てるべきであると判断した。

間接的に得られた情報より、当該地域全体の動物や鳥の固体数が減少していることが示唆された。この原因は、森林に関連した活動というよりも全体的な開発によるものである。一方、鹿などのいくつかの種は増加している。当該地域における植物に関しては、傾向が分かるようなデータが少なく、同社としても調査にもっと積極的であることが必要である。広葉樹林における生息地及び生物多様性の情報が利用可能でなかった。**軽微な是正処置要求04**を参照。

東京本社がオペレーションのコスト分析に責任を持っている。そのデータは、維持審査で確認する必要がある。同社の日本国内での森林管理は完全に経済的なオペレーションではなく、その点については、(QUALIFOR本部での)報告書見直し工程でも収穫量が非常に少ないと指摘された。同社が日本国内で森林管理を実施している理由は、純粋な生産を目的とした戦略的な計画からの要請というよりもむしろ、歴史的、政治的な部分と関連している。認証を取得する理由は、認証木材の販売が目的というよりも、(同社の森林管理の)信頼を高める目的が強い。

対象地の持つ水源涵養機能より、政府から一定の補助金が支払われており、オペレーションのいくつかの要素に使用されている。政府が補助金を支払う対象地を選定する基準は、政治的なものであり、また、過去においては雇用対策とも関連していた。これらの状況より、経済的な状況を詳細に分析することが難しい。また、この状況は、ヨーロッパ諸国で認証を受けた森林の状況と似ている。この点について、審査チームは議論し、FSCが求める経済的継続性について、対象となる森林の効果的な管理や施業が実施できないような場合に非常に重大であると解釈した。このケースでは、北越製紙株式会社全体からの支援、及び政府からの多様な補助金が予測できる範囲の将来において撤回されることはない、とし(経済的継続性に)問題があるとは考えなかった。また、この状況は日本国内の森林のほとんどに当てはまる。**観察事項**

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書&lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7808-JP
	団体	北越製紙・岩手社有林

### *Chain-of-Custody*

丸太は森林から地域の製材所やチップ加工場に直接配送される。配送するトラックのドライバーは、生産地の名前、日付、丸太の本数を記載したチケットを作成する。丸太の正確な材積は、製材所やチップ加工場で計算される。森林マネージャーは、計算された材積とトラックドライバーが作成したチケットを比較、確認し、顧客に対して請求書を準備する。販売された材積は全て、東京本社に報告され、記録される。認証取得後には、対象森林から生産される木材は全て認証材となるため、認証材と非認証材が混在する可能性は低いと考えられる。認証書が発行された後は、請求書や他の認証木材の販売に関連する書類上に、認証番号が正確に記載される必要がある (SGS-FM/COC-xxxx)。この点については第一回の維持審査で確認される。 **観察事項**

### **モニタリングの結果の管理計画への導入**

モニタリング活動の記録は保管されているが、必要とされる全ての側面は含まれていない。施業計画は定期的 (5年に一度) 見直されるが、モニタリング結果を管理に反映させるシステムが明確に規定されていない。 **軽微な是正処置要求 07** を参照。

### **モニタリング概要の公開**

必要とされる全ての項目を包含したモニタリング結果のサマリーが用意されていない。 **軽微な是正処置要求 07** を参照。

## **原則 9 保護価値の高い森林**

対象地は長期間に渡り、攪乱を受け、人為により林相が変化されてきたため、生態的または生物の生息環境としての価値は比較的低いと考えられる。また、対象地の持つ文化的な価値は地域的な重要性を持つに留まり、現在の管理方法で、適切に保全されている。本審査に先立って実施された、利害関係者への協議において、WWF ジャパンのような自然保護団体に連絡を取ったが、保護価値の高い森林に対するコメントは得られなかった。

### **保護価値特質の決定の評価**

上記を参照。

### **協議過程**

審査に先立ち実施された利害関係者との協議プロセスにおいて、対象地における保護すべき特質についての事項はいかなる団体からも提起されなかった。同社は、FSC 国内基準の議論が正式に開始される際には、その議論に参加し、国内基準で定められる要求事項を計画や手順に反映させることが推奨される。

### **保護価値特質の維持と強化の方法**

適応しない。

### **有効性の評価のモニタリング**

適応しない。

## **原則 10 植林**

### **管理計画の目標の記述**

施業計画に生産林と制限林の管理目標が記載されているが、審査チームはさらに明確に記述することが可能であると感じた。これらの管理目標は地域の森林整備計画に基づいて規定されている。社会面、環境面での目標は明確に記載されていない。 **軽微な是正処置要求 06** を参照。最大皆伐面積 (20ha) は政府によって規定されている。同社は、広葉樹林に対してはより小さ

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書&lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7808-JP
	団体	北越製紙・岩手社有林

い面積の規定を作成する予定である。また、水源涵養保安林では皆伐は回避されている。

### 植林デザインとレイアウト

既に 85%の森林が人工林であるため、拡大造林は計画されていない。人工林と天然林は管理図に表示されているが、生産林、制限林を規定する方針や手順が明確でない。(軽微な是正処置要求05)

地域の森林整備計画によって伐期齢は 50 年と規定されている。また、最大皆伐面積は政府によって 20ha と規定されている。近年、同社は、皆伐を避け、間伐に注力し、林齢構成の適正化を図っている。また、収穫時には保全のため収穫面積の 20%は伐採せず保存するというガイドラインがあるが、その場所の選定基準はより明確に規定される必要がある。観察事項  
 常時水が流れる全ての溪流に対して、幅 10m のバッファゾーンが設定されている。皆伐時には、バッファゾーン内の 50%の立木は残される。国内基準がなく、バッファゾーン内で行うべき活動がはっきり規定されていないため、審査チームはバッファゾーン内の林木が成長し過ぎて林内が暗くならないようにするという同社の手順を柔軟に認め、水系を保全するという基準の目的に適合していると判断した。

### 構成の多様性

カラマツが広く植林されている。アカマツも植栽され、また天然林内では自然的に更新している。スギ及び *Pinus rigida* と *Pinus strobus* が試験的に小面積植林されている。クローンは人工林で使用されていない。

### 樹種選択

カラマツの造林は長年に渡って実行されてきており、当該地域の冷涼な気候環境に適していると考えられる。アカマツも植栽され、また天然林内では自然的に更新している。アカマツ及び広葉樹(シラカバなど)は、自然的な更新が成功しており、天然更新が促進されている。苗木は地域の苗畑より購入され、購入の記録は保管されている。  
 植栽樹種に関連した進行中の研究プログラムはない。軽微な是正処置要求08を参照。

### 自然林の回復

広葉樹林内の野生生物の生息地、生物多様性に関する適切な情報がなく、天然林の復元のための明確な目標が利用可能でない。(軽微な是正処置要求04)天然林は管理図に表示されているが、生産林、制限林を規定する方針や手順が明確でない。(軽微な是正処置要求05)基礎データの収集や調査が行われ、「天然状態」がどのようなものであったのか明確に把握できない限り、どのような復元活動を実施すべきか判断することは非常に難しい。

### 土壌と水資源への影響

土壌及び水資源の保全のために以下のような方法が採用されている。

- ・ほとんどの収穫及び間伐を冬期に実施し、積雪により土壌及び林床植生へのダメージを防いでいる。夏期に伐採されるのは小径の立木だけである。印象では、夏期に伐採されるのは、例えば 12 本程度の本当に少量の立木だけであると思われる。
- ・皆伐実施後は、小径の丸太や枝を等高線沿いに並べ、土壌浸食を防ぐ。
- ・溪流沿いバッファゾーンは常時水が流れる全ての溪流に対して幅 10mと規定されている。皆伐を行う場合には、バッファゾーン内の立木の 50%以上が残されなければならない。この点については、今後 40 年間皆伐を実施しないと計画で述べられているが、もし実施するとした場合の処置として、同社の手順に記載されている。

### 害虫、病気

対象地では深刻な病虫害は発生していない。

地域内でボランティアの火災巡視ネットワークがあり、乾燥期には定期的な巡視が行われている。今のところ火災の発生は報告されていない。

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書&lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7808-JP
	団体	北越製紙・岩手社有林

### 影響、樹種テスト、所有権に関するモニタリング

施業前及び施業後のモニタリング用チェックリストが用意されている。施業前モニタリングでは、RTE 種、天然林、渓流保全等の項目が含まれている。施業後モニタリングでは、土壌へのダメージ、廃材、間伐率、バッファゾーン及び社会的な項目（森林への訪問者）が含まれている。原則 5 を参照。施業前モニタリングでは、土壌、バッファ、社会的な側面について、変化が監視できるように確認され、また、施業前モニタリングで確認された項目については施業後に再確認されることが必要である。

現在、地域社会の社会的または慣習的な使用権は特定されていない。歴史的に、同社は、土地所有権を、慣習的な使用権を持つ地域住民に譲渡してきた。原則 2 を参照。また、薪が地域住民に提供されている。

### 1994 年 11 月以降の地域の自然林から植林への変換

1994 年以降、自然林の転換は行われていない。

## 7.2. 維持審査のために推奨されるサンプリング戦略

本審査はオペレーションが実行中の林地を訪問するために冬期に実施され、積雪により林床が覆われていたため、土壌の状態、下層植生について十分に観察できなかった。第一回の維持審査は翌冬前に実施されることが必要である。また、若齢層や漁業組合を含むより広範な利害関係者にも現地審査において連絡を持つことが望ましい。

## 7.3. 利害関係者が提起した問題

以下の事項は審査での観察に貢献し、組織によって行われたこれらに対して行った活動は、次回の維持審査時に確認される。

問題提起	回答
ある利害関係者（環境 NGO）から木材チップ輸入に関する問題が提起された。日本の製紙会社は輸入原料に依存している。利害関係者はいくつかの製紙会社が西オーストラリアより輸入しており、そこでは、天然林が大きく皆伐されるなどの問題が起こっていることが指摘された。	審査チームは、同社の担当者と議論し、同社が西オーストラリアからの木材チップ輸入を 2002 年に停止させたこと、また、天然林への影響を軽減するために原材料供給源を天然林から人工林へと転換する方針を持っていることが分かった。この方針は同社の環境報告書に記載されている。
冬期の審査は積雪のため、下層植生及び土壌の状態の審査が難しい。	ほとんどの収穫及び間伐作業は冬期に実施され、審査において実際に行われているオペレーションを観察することは重要である。第一回維持審査は下層植生及び土壌の状態を評価するために翌冬前に実施しなければならない。
一般的に、林業によるオペレーションにより、希少な植物に悪影響を与えるなどの環境的な問題が引き起こされる。専門家に相談の上、希少種の保全計画を策定することが必要である。	是正処置要求 04 及び 05 は、生物多様性に関する調査及び保護林を特定し保護する明確な管理課計画の必要性に関連している。

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書&lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7808-JP
	団体	北越製紙・岩手社有林

#### 7.4. ピアレビューアーによる問題提起

この報告書は二人の第三者(Independent)のピアレビューアーによって再検討された。以下の事項が提起された。

問題提起	回答
<p>審査の対象となる森林は、5つのサブユニットに分かれている。審査チームは、全てのサブユニットを訪問し、それぞれにおいて下請業者、利害関係者にインタビューを行うべきである。審査日程が短く、少なくとも1日追加されるべきであった。</p>	<p>5つのサブユニットにおいて同じ管理システム及び下請業者が採用されている。そのため、サンプリングによる審査が可能である。審査チームは、5つのサブユニットのうち、3つのサブユニットを訪問した。残された2つのサブユニットについては、維持審査において訪問する必要がある。</p>
<p>保護価値の高い森林の特質があるかどうかを判断することは利害関係者に一存されるべきものではない。同社は、そのような特質を森林が持つか積極的に評価する必要がある。</p>	<p>日本国内の他の認証事例及び、同じような小規模の森林管理の事例を考慮すると、人工林が主体で、人為による攪乱を受けていない手付かずの森林がなく、また文化的に非常に重要なサイトもない場合、(保護価値の高い森林に関連した)是正処置要求を行うのは不適切であると考えられる。</p>
<p>溪流沿いのバッファゾーンは、常時水が流れる全ての溪流に対して、幅10m、皆伐時には、バッファゾーン内の樹木の少なくとも50%以上を残さなければならないと規定されている。バッファゾーン内で伐採もしくは残される50%の樹木の選定基準に関するガイドラインが作成されているのだろうか？</p>	<p>溪流沿いバッファゾーンは常時水が流れる全ての溪流に対して幅10mと規定されている。皆伐を行う場合には、バッファゾーン内の立木の50%以上が残さなければならない。溪流沿いぎりぎりまで高密度に植林することが習慣であり、バッファゾーン内の立木をある程度取り除かない限り、林内が暗くなり、下層植生が失われる。そのため強度間伐によって、バッファゾーン内に広葉樹の導入が図られると考えられ、この状況は日本国内の他の地域でも比較的多く見られる。(FSCの国内ワーキンググループが関連する要求事項を明確に規定することが有用である。)</p>
<p>正式なトレーニングが行われていないことが言及され、観察事項が報告されている。正式なトレーニングの欠如は、原則7.3に対する軽微な是正処置要求と考えられる。</p>	<p>正式なトレーニングが行われていないが、従業員や下請業者がそれぞれの職務を履行できるだけの能力を持っていないという徴候は見られなかった。同社は、同じ下請業者を長期間に渡って採用しており、28年間事故が起きていない。森林マネージャーと下請業者とのインタビューにより、審査チームはチェーンソーオペレーターのような必要な資格を持ったスタッフが採用されていることを確認した。しかしながら、それらの資格の免許証は、それぞれの下請業者の事務所で保管されているため、審査において確認することができな</p>

QUALIFOR プログラム 森林管理認証・本審査報告書<日本語版>	プロジェクト番号	7808-JP
	団体	北越製紙・岩手社有林

	<p>かった。同社は、下請業者が適正な能力を持っていることを確認する義務をもっているが、FSC では、正式なものであることは求められていない。</p>
--	---

## 8. 長所と短所

### 8.1. 長所

北越製紙株式会社は、岩手社有林において 60 年間以上の安定的な森林管理の歴史を持ち、以下の項目がその基礎となっている。

- ほとんどの収穫及び間伐を冬期に実施し、積雪により土壌及び林床植生へのダメージを防いでいる。
- 自治体及び公団のガイドラインに基づく、影響の少ない林道（作業道）の建設を行っている。間伐材を利用した正確な技術によって、長期間使用可能かつ、排水が良く、維持管理が簡単な基盤のしっかりした林道が建設されている。
- 雇用、レクリエーションの場、薪の提供などから、地域社会と良好なコミュニケーションと関係が維持されている。
- 皆伐を避け、間伐に重点を置いている。
- 小径の木材を木材チップとして利用し、間伐作業の残材の少量化に務めている。

### 8.2. 短所

8 件の軽微な是正処置要求が下記の記述通り発生した。下記の表の要求事項番号は、FSC 原則と規準のどの規準について評価したのか、QUALIFOR プログラムで使用された指標を示す。

是正処置番号	QUALIFOR 要求 (FSC P&C)	記述
01	2.3, 4.5	形式が整い、首尾一貫した紛争解決システムが必要である。そのシステムは組織の構成員及びその他の利害関係者に理解されているものであること。
02	5.6	収穫される全ての樹種、広葉樹及び針葉樹の現地での成長及び収穫データが必要である。
03	6.1	環境影響評価データの情報を継続している管理プロセスに伝達するための、首尾一貫した方法が必要である。
04	6.2, 6.3	生息地の保護区及び動植物層のための保護区を設定するための詳細な評価を実施する基礎となる、十分な現地データを取得する必要がある。
05	6.4	明確で首尾一貫した基準に基づき、全ての森林タイプ及び生息地を代表するサンプルが、計画及び現地で明確に特定される必要がある。



<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書&lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7808-JP
	団体	北越製紙・岩手社有林

是正処置番号	QUALIFOR 要求 (FSC P&C)	記述
06	7.1	社会、環境、生産に関わる全ての活動の管理目標を明確に述べた一式の文書が必要である。その文書では、組織内の全ての付属書類、データソース、手順書を参照する必要がある。
07	8.1	全てのモニタリング活動に関して、どのように結果を経営者が用いるか、どのようにモニタリングを実施するか、誰が責任を持つのか、の明確な理論が必要である。目的及び定量的な基準値が明確である必要がある。
08	8.2	組織全体の業務規模から見て適切な調査・研究プログラムを実施していることを経営者が示すことが必要である。主要な製紙会社として、経営者は詳細な調査・研究予定表を有する必要がある。

## 9. 重大な是正要求の改善状況の詳細

本審査では、重大な是正処置要求は行われなかった。

## 10. 認証の推薦

前項の如く、重大な是正処置要求が消失したため、審査チームは、北越製紙株式会社に対して、日本国、岩手県内に所在する、岩手社有林の森林管理の認証を推薦する。

未解決の軽微な是正処置要求は証明書の妨げにならないが、北越製紙株式会社は第一回維持審査の前に同意した是正を執り行うことを要求される。証明書発行日より約6ヶ月後の第一回維持審査において、SGS QUALIFOR によってこれらが確かめられる。満足な是正がされていた場合は、是正処置は「完了」される。そうでない場合、軽微な是正処置要求は重大な是正処置要求に変更されることになる。